

# 身につけよう 労働法の基礎知識

小川英郎／弁護士(ウエル法律事務所)

## 知って役立つ労働法

この連載では、さまざまな労働関係の法律について、原則として1回につき、1つの法律を分かりやすく解説していきますと思います。

労働法に関する基本的な知識は、すべての人にとって必要不可欠です。義務教育の段階から、労働法についての知識はカリキュラムに入れてもいたいたいものです。若者が初

めて会社に入って仕事を始めるときに、法律の知識が全くないようでは危険です。

労働法に関する基本的な知識を、多くの人が交通法規の如く「一般常識」として共有できれば、それだけ社会全体のチェック機能が向上し、違法な行為を抑制できます。自動車運転するには免許が必要なのに、過労死を生み出す危険がある企業経営者に労働法の知識が問われないのは、

いかなるものでしょうか？

「ウチは労基法はやってないから」と言い放つ社長さんが今でもいますが、なぜ、この発言がおかしいのかを瞬時に、的確に指摘できるようにならしましょう。「最低賃金なんてやめてしまえ」という議論も出ていますが、その考え方のどこがどうおかしいのか、しっかり考えねばなりません。さて、日本では圧倒的に多くの人が働いて生活をしていきます。中には自営業者もいますが、多くは使用者と労働契約を結んで、賃金を得て暮らしている人たちです。

このような「雇用者」の数は、12年10月時点で約5500万人。その家族も含めると、賃金を得て生活している人が日本社会の主流ということに

なるでしょう。賃金、労働時間、休暇、福利厚生といった「労働条件」は、市民生活の基盤であり、最も重要なインフラの一つと言えるでしょう。

日本ではこの重要なインフラが機能しておらず、労働条件がなかなか向上しないどころか、90年以降、どんどん悪くなっています。実質賃金は減り、不安定な雇用が増え、ワーキングプアといわれる層が拡大しています。若者の就職難や離職率の高さも深刻です。

労働現場では、サービス残業、過労死・過労自殺・過労うつ、賃金不払い、大量解雇、非正規化、女性差別、セクハラ・パワハラなど、多くの病理が明白な形で現れているにもかかわらず、有効な対策が見えてきません。国際労働機

関(ILO)が99年に提唱した「ディーセント・ワーク」

(働きがいのある人間らしい労働とは程遠いのが現状です。

## 労働者の団結憲法が保障

日本国憲法28条は、団結権、団体交渉権、団体行動権を保障し、労働者が団結することを積極的に位置づけています。

資本家は生産手段を所有し、人を雇えるだけの社会的・経済的な力を持っています。これに対して、労働者は生身の人間として、労働力を日々販売して生活しなければならず、弱い立場にあります。

労働契約も契約ですから、本来なら対等の立場でその内容が決定されなければなりません(労働契約法1条、そもそも力関係が違うのですか

ら、現実には対等とはいきません。

しかし労働者は、数の上では資本家に勝っています。この点だけは有利です。また、企業活動は多くの労働者が一体として作業をしなければ回りません。労働者が同じ目的で団結すれば、資本家と対等の立場に立つことができます。連帯と団結の力で労働条件の維持・向上を勝ち取っていくことができるという仕組みを憲法は構想しています。労働組合法をはじめとした集団的労使関係にかかわる法律は、憲法28条の運用面での具体化と言えましょう。

他方、日本の労働組合の組織率は18%台と、国際的にはアメリカや韓国と並んで非常に低い水準にあります。しか

も、憲法が保障している団体行動権の典型であるストライキに至っては、韓国やアメリカにさえ遠く及ばず、断トツに世界最低水準です。

労働組合が実力と迫力をもって使用者と緊張関係をもって対峙するという世界の常識が、日本では失われています。非正規労働者が3人に1人となり、大手企業で万単位の首切りが始まっているのに、なぜ、大規模なストライキが起きないのか、不思議でなりません。今こそ、労働組合の本領発揮が期待されています。

また、日本国憲法27条2項は、「賃金、就業条件、休息その他の勤務条件」に関する基準は法律で定めると規定し、労働者を保護する法律を作るよう国に要請しています。労

働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの法律は、憲法の要請に基づくものです。

これらの法律は、使用者に対する最低労働条件等の確保を義務付け、違反に対しては行政監督や罰則を用意しており、大変強力な法規範となっています。しかし日本では、労働基準監督官の数がILOの基準を大きく下回り、東京都では3千の事業場に1人しかいないありさまで、法律が守られない現状があります。

誰もがさまざまな角度から労働問題を日常的に考えることで、労働条件を向上させる基盤ができてくるでしょう。普通の人々が普通に働けば、幸せに暮らしている社会を創っていくことが、労働問題に携わる私たちの役割です。